

「名古屋港ゴルフ倶楽部（富浜コース）等」業務仕様書

1 目的

この業務仕様書は、「名古屋港管理組合の公の施設に係る指定管理者募集要項」に基づき、臨港緑地のうち、名古屋港ゴルフ倶楽部（富浜コース）（以下「施設」という。）を管理するための指定管理者が行う業務の内容及び履行方法を定めることを目的とする。

2 管理運営業務の基本方針

- (1) 施設の設置目的に沿った管理運営を行うこと。
- (2) 平等利用を確保するとともに、利用者サービスの向上に努めること。
- (3) 効率的な管理運営を図り、経費の削減に努めること。
- (4) 常に善良な管理者の注意をもって管理に努めること。
- (5) 利用者、近隣住民等との良好な関係を維持し、苦情、要望等には誠意をもって対応すること。
- (6) 個人情報の保護に努めること。
- (7) 施設を良好な状態で維持・管理すること。

3 管理運営業務の対象となる施設の概要

- (1) 所在地 弥富市富浜一丁目4番
- (2) 開設年月日 平成12年10月1日
- (3) 施設の内容

ア 面積 628,199.3㎡

イ 管理範囲 別添「ゴルフ場管理範囲」のとおり

ウ 管理施設の概要

(ア) ゴルフ場

ゴルフコース、クラブハウス、管理棟、カート庫、駐車場、修景池、トイレ3箇所、避雷施設4箇所、打球場等、電気自動車急速充電器、焼却炉（廃止届提出済）

(イ) ゴルフ場外周

サイクリングロード（貸自転車業務を除く。）、緑地帯、道路

4 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

5 法令等の遵守

施設の管理運営を行うに当たって、以下法令等について注意すること。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）、同施行令（昭和22年政令第16号）、同施行規則（昭和22年内務省令第29号）
- (2) 名古屋港管理組合臨港緑地条例（昭和58年名古屋港管理組合条例第2号。以下「緑地条例」という。）、同施行規則（昭和58年名古屋港管理組合規則第4号。以下「緑地規則」という。）
- (3) 指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成17年名古屋港管理組合条例第5号）、同施行規則（平成17年名古屋港管理組合規則第16号）
- (4) 名古屋港管理組合暴力団排除条例（平成24年名古屋港管理組合条例第1号）
- (5) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、名古屋港管理組合個人情報保護条

例（平成 18 年名古屋港管理組合条例第 4 号）

（6）その他関係法令等

6 利用料金

- （1）地方自治法第 244 条の 2 第 8 項及び緑地条例第 7 条の 2 の規定に基づき、ゴルフコース及びカートの料金は、利用料金として指定管理者の収入とする。
- （2）利用料金の額は、緑地条例別表（第 7 条の 2 関係）に定める額の範囲内において、あらかじめ名古屋港管理組合（以下「組合」という。）の承認を得て、指定管理者が定めること。

7 供用時間及び休業日

供用時間及び休業日は、緑地規則第 3 条の規定に定めるとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、組合の承認を得て臨時に休業日を変更し、若しくは休業日を設け、又は供用時間を変更することができる。

8 運営業務

（1）施設の管理運営に関する業務

施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、指定管理者は施設の運営、利用料金収受、清掃、各種設備の維持管理、コース維持管理、ゴルフ場外周のサイクリングロード及び緑地帯の維持管理等の業務を行い、管理運営業務に当たっては、別添「管理運営仕様書」及び別添「富浜緑地（ゴルフ場外周）年間維持管理計画表」の基準と同等又は上回る水準で業務を行うこと。

ア 基本管理

（ア）巡視

施設内の巡視を行い、施設の不具合等の有無を確認、記録し、対処すること。

（イ）清掃

- a 施設内等のゴミを除去し、清潔にすること。
- b 集積したゴミは随時処分すること。
- c 台風、不法投棄等によりゴミが発生した場合は速やかに除去し、処分すること。

イ 樹木等の育成管理

（ア）樹木

剪定・刈り込み・病虫害防除、施肥等の必要な育成管理を行うこと。
枯木・倒木の処理を行うこと。

（イ）除草

利用者が快適に利用できるように適切に除草を行うこと。

（ウ）芝生等

利用者が快適に利用できるように適切に刈り込みを行うこと。

（エ）その他

台風、災害等で被害が発生したときは、速やかに処理すること。

ウ コース管理

（ア）愛知県ゴルフ場農薬適正使用指導要綱に基づき農薬の適正管理を行うこと。

（イ）修景池（2箇所）については、芝管理の用水（散水は修景池の水と上水道を 8：5 の割合で混合使用する。）に利用するため、水質の状況を監視し、記録すること。

エ 設備管理

(ア) 給水施設

利用者の安全・衛生や、植物管理上、計画的な点検や補修に努めること。

(イ) 排水施設

良好な排水機能を確保するため、管渠・樹類の日常点検や、流入堆積した土砂等の清掃を行うこと。

愛知県及び弥富市、桑名漁業協同組合連合会に水質測定の結果を報告すること。

(ウ) 照明施設

利用者の安全・快適な環境づくりのため、日常点検を実施し、不点灯や破損等を発見した場合は、組合が指示する者に速やかに報告すること。

(エ) 工作物

施設案内板等は、利用者へのサービスとして日常点検を実施するとともに、補修等を適宜行うこと。

オ 建物管理

(ア) 清掃

利用者が快適に過ごせる環境づくりに心がけること。また、必要が生じた場合は適宜清掃を行い、常に施設が快適な環境となっているよう留意すること。

(イ) 臨時処理

床補修、ガラス補修等が必要となり、利用者の安全に支障をきたすおそれがある場合は、その旨を掲示するとともに安全確保に努めること。

カ 機械・設備管理

(ア) 自動ドア保守

利用者の安全確保のため、計画的に保守点検を行うこと。

(イ) 空調機器保守

年間の維持管理計画を立て、利用者の安全・快適な環境づくりに努めること。

(ウ) 消防設備保守点検

火災発生時など適切な対応を行えるよう定期点検を受けること。

(エ) 給湯器・ガス器具等保守

施設の安全確保のため、日常管理に努めること。また、計量法（平成4年法律第51号）その他法令を遵守し、点検及び交換を行うこと。

(オ) 機械警備

警備警報システムを運用し、併せて巡回警備を行い、管理者不在の際の施設の安全を確保すること。

(カ) 乗用カート保守

利用者が安全に使用できるよう日常点検及び定期点検を行い、修理等を適宜行うこと。

(キ) その他

AEDをクラブハウスに設置し、日常点検を行い、消耗品交換や修理等を行うこと。

(2) 安全管理に関する業務

ア 緊急時の対応業務

施設内における事故や災害発生時には、被害者の救済や保護・病院への搬送及び財産の保全などの応急措置を講じること。また、事態を正確に把握し、組合、警察、消防、病院等関係機関に迅速に連絡すること。なお、これらの事態に迅速に対応することができるように、緊急事態発生時の対応マニュアルを作成し、関係者への周知徹底を日常的に行うこと。作成した各対応マニュアルについては、控えを組合に提出し、内容に変更が生じたときは、随時

組合に報告すること。

イ 救護・安全確保

(ア) 利用者の疾病、傷病については、必要に応じ、救急車両による搬送手配を行うこと。

また、ケガにつながる原因となった事項や処置内容等を記録し、重大な事故については、直ちに書面でもって組合に報告すること。

(イ) 災害時は、利用者の安全を確保し、迅速かつ的確に避難誘導を行うこと。

(ウ) 名古屋市、東海市、知多市、弥富市又は飛島村のいずれかにおいて高潮注意報（特別警報、警報を含む。ただし、注意報においては台風に伴い発表されたものに限る。）、暴風警報（特別警報を含む。）、暴風雪警報（特別警報を含む。）、大雨特別警報若しくは波浪特別警報が発表されたとき、震度4以上の地震（名古屋地方気象台発表）が発生したとき又は伊勢・三河湾において注意報（大津波警報・津波警報を含む。）が発表されたときは、当該災害に係る注意報等が解除された後（地震においては揺れが収まり、行動の安全が確保された後）、施設の被害状況を把握し、組合に報告すること。

ウ 迷惑行為・不法行為等への対応業務

施設内において、利用者等にとって迷惑になるような行為、財産の毀損を招きかねない行為、その他法に抵触するような行為を行っているものがある場合には、直ちに当該行為をやめるように指導すること。指導を行うことで、指定管理者の従業員等に危害が及ぶことが想定される場合には、事態を正確に把握した上で組合及び警察に連絡して協力を要請すること。迷惑行為・不法行為に関する内容は、報告書にまとめ、随時組合に報告すること。

エ 施設利用の拒絶

暴力団又は集团的若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある者の利用を拒絶すること。

(3) 利用者調整に関する業務

施設の利用者に良好、快適、公平なサービスを提供するように努め、利用者のニーズを把握し、常にサービス向上に取り組むこと。

ア 受付業務

(ア) 利用許可に当たっては、公平性を保つよう留意すること。

(イ) 利用者又は電話等の問い合わせに対応すること。また、必要に応じ、担当部署に確認又は引き継ぐ。

(ウ) 利用者数を計数、記録し、これを組合に報告すること（日計、月計、年計）。

イ 苦情・問い合わせの対応業務

施設に関連して寄せられる利用者等からの苦情、問い合わせ等に対応すること。苦情・問い合わせに際しては、担当部署と連絡先をわかりやすく明示するよう努め、可能な範囲で丁寧な対応を心がけること。なお、対応については内容を記録すること。また、報告書を作成し、定期的に組合に報告すること。

ウ 拾得物の処理業務

管理区域内において拾得された拾得物については、拾得物台帳を作成して一時保管し、原則として所轄の警察署に届けること。

エ 施設内イベント等の開催に関する業務

緑地条例第5条及び緑地規則第2条の規定に基づき施設内で興行等を実施したい旨をイベント等主催者より申請があった場合、内容等十分精査し、施設管理上問題なければ緑地条例第5条及び緑地規則第2条の規定に基づき行為許可を行うこと。行為許可に当たって

は、公平性を保つよう留意すること。行為許可をしたイベント等については、当該イベント等が円滑に開催されるよう開催計画の策定及びその実施について指導・支援すること。また、イベント等の当日は随時会場内を巡視し、許可内容に沿った運営がなされているか確認をすること。イベント等終了後は主催者と現場確認を行い、使用前になかった損傷又は汚損等があった場合は、主催者に対し速やかに原状復旧を指示すること。

なお、イベント等の参加者数等を把握、記録し、イベント等終了後、これを組合に報告すること。

(4) 広報に関する業務

施設に関するリーフレット等を作成して、利用者や問い合わせ等に対応すること。また、施設ホームページを作成及び随時更新するとともに、SNSを活用し情報発信を行うこと。

(5) 組合関係部署との調整業務

ア 組合が出席を要請した会議等には出席すること。

イ 関係機関との連絡調整を図ること。

(6) 電気自動車急速充電器の管理運営

適切に管理運営し、必要な経費は指定管理者が負担すること。

(7) 焼却炉の管理

廃止届提出済のため使用しないこと。なお、管理はすること。

9 運営業務実施に当たっての留意事項

(1) 施設管理業務について

施設の維持管理に当たっては、業務を遂行する上で支障がないように、また、利用者が安全かつ快適に利用できるようにするとともに、良好な衛生環境と美観の維持に努め、臨港緑地の施設のコンセプトを損なわないように留意して、変更を伴う場合には、事前に組合の承認を得ること。

ア 施設の安全及び適切な管理運営のため、別表「施設に係る主な法定点検」を参考にし、係る法定点検を実施すること。また、組合が別途指示する点検を実施すること。

イ 利用者の安全を確保するため、故障、破損等の発生や短期間のうちに故障等が見込まれるような場合には、安全対策等、迅速に対策を行い、施設の機能に支障のないようにすること。なお、安全対策等に必要な資材は、指定管理者が用意すること。

ウ 原則として1件につき300万円（消費税及び地方消費税を含まない。）未満の修繕（通常の維持管理又は損したものの原状回復）は指定管理者が速やかに行うこと。ただし、上記金額を超える場合であっても緊急的なもの又は指定管理者が実施したほうがより効果が期待できるものについては、その都度協議の上、指定管理者が実施できるものとし、その費用は、原則年度末に精算する。

エ 施設の改修（資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなるもの）について、原則として1件につき100万円（消費税及び地方消費税を含まない。）未満のものは、指定管理者が行うこと。ただし、指定管理者が実施する施設の改修により取得した財産は、金額にかかわらず、組合の所有とする。

(2) 物品の管理について

施設の管理運営に必要な物品の管理を適切に行うこと。物品の管理に当たっての留意点は、以下のとおりとする。

ア 組合は指定管理者に、管理運営に必要となる基本的な物品を貸与する。

イ 指定管理者が利用料金又は指定管理料により購入した物品は、組合に帰属する。

ウ 指定管理者が自ら所有する物品を持ち込んだ場合及び指定管理者が利用料金又は指定管理料以外で購入した物品については、指定管理者に帰属し、指定期間終了時には指定管理者が自らの費用と責任で撤去・撤収すること。ただし、組合と指定管理者の協議において両者が合意した場合、指定管理者は組合又は組合が指定する者に帰属させることができるものとする。

エ 良好かつ安全な状態に保つため、点検、保守及び修繕等を行うこと。

オ 原則として1件につき300万円（消費税及び地方消費税を含まない。）未満の修繕（通常の維持管理又は毀損したものの原状回復）は指定管理者が速やかに行うこと。ただし、上記金額を超える場合であっても緊急的なもの又は指定管理者が実施したほうがより効果が期待できるものについては、その都度協議の上、指定管理者が実施できるものとし、その費用は、原則年度末に精算する。

カ 物品の改修（資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなるもの）について、原則として1件につき100万円（消費税及び地方消費税を含まない。）未満のものは、指定管理者が行うこと。ただし、指定管理者が実施する改修により取得した財産は、金額にかかわらず、組合の所有とする。

キ 組合に帰属する物品のうち備品（品質又は形状を変えることなく比較的長期間にわたり使用できるもの並びに展示品類で購入価格等が2万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のもの）については、台帳等を備え管理し、随時、組合に報告すること。

ク 組合所有の備品について破損、不具合が生じたとき又は亡失したときは、速やかに組合へ報告し、指示に従うこと。なお、廃棄などの異動については、組合と協議の上、行うこと。

（3）損害賠償について

ア 指定管理者の故意又は過失により、組合又は第三者に損害を与えた場合、原則として指定管理者が賠償責任を負うこと。

イ 上記により発生した損害について、組合が第三者に対し賠償を負った場合は、組合は当該賠償額及び賠償に伴い発生した費用を指定管理者に対し求償することができる。

ウ 賠償責任に対応するため、次の基準と同等以上の施設賠償責任保険に加入すること。

身体賠償	1名につき	5,000万円
	1事故につき	3億円
財物賠償	1事故につき	1,000万円

10 サービス施設等の管理運営

（1）サービス施設

指定管理者は、利用者の利便向上のため、サービス施設（クラブハウスレストラン、売店、打球場の貸球機、自動販売機等）を運営し、自主事業を行うことができる。自主事業の実施に当たっては、当該施設の使用料又は貸付料を支払い、自主事業の収入でもって管理運営すること。なお、指定管理者は、自主事業実施に当たっての管理運営上の全ての責任を負うこと。

（2）ナイター設備

ゴルフ場内に組合の許可を受けてナイター設備を設置し、自主事業を実施することができる。自主事業の実施に当たっては、自主事業の収入でもって管理運営すること。なお、指定管理者は、自主事業実施に当たっての管理運営上の全ての責任を負うこと。

11 その他留意事項

(1) 事業計画書、事業報告書等の作成・提出

指定管理者は、次のとおり指定管理者業務及び指定管理者提案業務に係る事業計画書、事業報告書等を作成し、組合に提出すること。なお、提出する報告書等の詳細については基本協定書で定める。

ア 事業計画書等

毎年度12月末日までに、次年度の事業計画書等を提出すること。

イ 事業報告書（年間）

毎年度5月末日までに、前年度の事業報告書等を提出すること。

ウ 事業報告書（月次）

翌月末日までに、前月の事業報告書等を提出すること。

(2) 管理報告書の作成及び保管

指定管理者は、1日の業務内容（点検、修繕、清掃、その他維持管理作業、窓口業務、利用者対応など特記事項）を記した日報を作成し、保管すること。また、組合は随時に調査することができる。

(3) 環境への配慮

ア 環境に配慮した商品・サービスの購入（グリーン購入）を推進し、その廃棄に当たっては、資源の有効活用や適正処理を図ること。

イ 電気・ガス・ガソリン等のエネルギー使用量の削減に向けた目標を設定し、取組を推進すること。

ウ 化学物質・感染性廃棄物等のリスク管理を行い、環境や人に影響を及ぼす事故を防止すること。

エ 施設の利用者等に対して環境の保全及び創造に関する情報提供に努めるとともに、管理業務に関わる者に対する教育及び学習の推進に努めること。

オ 第5次名古屋港管理組合地球温暖化対策実行計画に基づく取組を実施し、報告書等を作成・提出すること。なお、取組内容並びに提出する報告書等の詳細及び時期については、別に定める。

(4) その他資料の作成

その他資料の作成等、組合が求める事項について、速やかに対応すること。

(5) 指定管理者業務状況のモニタリング、調査等

組合は、定期（月次・年次）及び不定期に指定管理者の業務の実施状況について、モニタリングを実施する。

また、組合は指定管理者の業務状況について、適宜業務報告を求め、随時に調査し監督することができるとともに、業務の処理に関し、必要な指示を与えることができる。

(6) 自己評価の実施

指定管理者は、毎事業年度終了後、管理運営業務の自己評価を行い、組合に自己評価調書を提出すること。

(7) アンケート等の実施

指定管理者は、利用者より施設運営に関するアンケート等を年1回以上行い、組合に報告すること。

(8) 指定期間終了に当たっての引継業務

指定管理者は、指定期間終了後に、次期指定管理者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、引継ぎを行うこと。

(9) 原状回復義務

指定管理者は、指定期間終了時には指定管理者が設置したサービス施設等を自らの費用と責任で撤去・撤収し、本施設及び行政財産を組合の指定する日までに原状に回復すること。ただし、組合の承認を得たときは、この限りではない。

(10) 管理区域内に設置されている「温室」は、施設の管理から除くものとする。詳細な温室の管理区域、共用部分、管理の方法等は別途協議するものとする。

(11) 指定期間の前に行う業務

- ア 協定項目について組合との協議
- イ 利用料金等の設定
- ウ 配置する職員等の確保、職員研修
- エ 業務等に関する諸規程の作成、協議
- オ 現行の管理団体からの業務引継ぎ

(12) 公平な運営

公の施設であることを念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利不利になるような運営はこれを慎むこと。また、全ての方が利用しやすく、イベントや施設管理等に参加できるよう配慮すること。

(13) 組合との連携

ア 記録等の作成及び保存

(ア) 管理運営及び経理状況に関する帳簿類は常に整理し、組合から施設の管理運営業務又は経理状況に関する報告や実地調査を求められた場合には速やかに指示に従い、誠実に対応すること。

(イ) 運営業務、施設管理業務の業務状況の記録、各種マニュアル、点検結果記録及び作業記録写真等について組合から請求のあった際は、速やかに提示、提出できるようにすること（指定期間終了時には組合へ引き継ぐこと。）。

イ 組合からの要請への協力

(ア) 組合から、施設の管理運営並びに施設の現状等に関する調査及び資料作成等の作業の指示があった場合には、迅速、誠実かつ積極的な対応を行うこと。

(イ) その他組合が実施又は要請する事業（例；緊急安全点検、防災訓練、行催事、イベント、要人案内、監査・検査等）への支援・協力、又は事業実施を積極的かつ主体的に行うこと。

(14) 各種規程の作成

指定管理者が施設の管理運営を行う上で各種規程、要項、マニュアル等を作成する場合は、内容について組合と協議を行うこと。

(15) ネーミングライツ

指定期間中にネーミングライツを導入する際には、公募によりネーミングライツパートナー（以下「パートナー」という。）を募集するため、協定書などの正式名称を使用しなければならない場合を除き、組合とパートナーが締結した契約に従って、愛称を施設の名称として使用するなど、パートナーの権利を確保すること。

(16) その他

その他、この業務仕様書に記載のない事項及び業務の内容・処理について疑義が生じた場合は、組合と協議を行うものとする。

別表

施設に係る主な法定点検

法令	点検名	備考
建築基準法	特定建築物等定期点検	
建築基準法	建築設備定期点検	
建築基準法	昇降機設備点検	昇降機の維持及び運行の管理に関する指針
浄化槽法	浄化槽法定点検	点検回数等は処理方式や対象処理人員によって異なる。
電気事業法	自家用電気工作物の点検	
消防法	消防設備点検	消防法施行規則 報告：1年に1回（特定防火対象物） 3年に1回（非特定防火対象物）
フロン排出抑制法	空調設備点検	クラブハウス9基（内、定期点検対象8基）、管理棟5基（簡易点検のみ）
フロン排出抑制法	冷凍・冷蔵機器	
農薬取締法	農薬使用計画作成及び報告 （使用農薬に係る水質検査業務）	農薬適正使用指導要項第13条 愛知県ゴルフ場農薬適正使用指導要綱
計量法	ガスメーターの点検	

※ 上記の表は施設に係る全ての法定点検を列挙したものではなく、また、法律の改正等に伴い増減する場合があります。

「名古屋港ゴルフ倶楽部（富浜コース）」管理運営仕様書

1 有資格者一覧

- (1) 第三種電気主任技術者
- (2) 甲種防火管理者
- (3) 危険物取扱者（乙種4類）・・・常時2名
- (4) 第三級陸上特殊無線技士・・・常時1名
- (5) 車両系建設機械免状
- (6) 農薬管理指導士（グリーンキーパー）
- (7) 芝草管理技術者（グリーンキーパー）

2 関係機関への加盟

指定管理者は、PGS（公益社団法人日本パブリックゴルフ協会）、PGS中部地区連絡協議会、CGA（中部ゴルフ連盟）、CGA愛知地区支配人会、AGA（愛知県ゴルフ連盟）、日本ゴルフコース設計者協会、海部南部危険物安全協会、公益財団法人暴力追放愛知県民会議等の関係機関に加盟することが望ましい。

3 名古屋港ゴルフ倶楽部（富浜コース）

(1) 概要

所在地	弥富市富浜一丁目4番
コース面積	52ha
コース長	18ホール、6617ヤード、パー72
コースレート	71.6
芝	グリーン：L-93 ベント1グリーン フェアウェイ：高麗芝 ラフ：野芝
池	1.5ha
防球ネット	高さ5～15m、約605m

OUT (YARD)

ホール	1	2	3	4	5	6	7	8	9	アウト
B・T	367	165	548	449	359	539	171	323	410	3,331
R・T	353	152	528	386	334	485	147	302	384	3,071
F・T	336	137	498	358	317	459	135	287	358	2,885
L・T	314	120	436	330	288	433	119	264	327	2,631
PAR	4	3	5	4	4	5	3	4	4	36

IN (YARD)

ホール	10	11	12	13	14	15	16	17	18	イン	男子 レート	女子 レート	TOTAL
B・T	414	218	482	377	331	515	397	157	395	3,286	71.6	78.7	6,617
R・T	392	203	464	361	312	499	375	148	371	3,125	69.5	76.2	6,196
F・T	370	180	447	344	297	479	353	130	358	2,958	68.0	73.8	5,843
L・T	342	152	427	319	274	458	288	110	331	2,701	65.4	70.8	5,332
PAR	4	3	5	4	4	5	4	3	4	36	—	—	72

(2) 建物等 (主な内訳)

施 設 名		面 積
クラブハウス		2, 8 1 4 m ² (延床面積)
1 階		1, 6 9 1 m ²
	ロビー	9 0 m ²
	事務室	8 6 m ²
	ロッカー (男性)	1 2 3 m ² (2 2 0名)
	ロッカー (女性)	4 8 m ² (6 5名)
	浴室 (男性)	8 0 m ² (4 4名)
	浴室 (女性)	4 0 m ² (1 3名)
	カート庫	2 5 0 m ²
2 階		7 4 6 m ²
	レストラン	2 5 0 m ² (6 0名)
	厨房 (厨房器具を一式含む)	7 7 m ²
	コンペルーム	4 1 m ² (2 0名)
	無料休憩所	2 0 5 m ² (1 0 0名)
管理棟	1 棟	1 6 2 m ²
車庫・器具庫	1 棟	2 9 7 m ²
休憩所 (1)	1 棟	2 5 m ²
休憩所 (2)	1 棟	4 0 m ²
避雷小屋	4 棟	各 1 0 m ²
カート庫	1 棟	2 8 6 m ²
駐車場		7, 7 2 1 m ² (内 3 5 m ² 駐輪場)
ナーセリー		1, 6 0 0 m ²
打球場	2, 8 0 0 m ²	1 2 打席 6 6 ヤード
給油取扱所	2 箇所	

※ 現状、受付等の業務に使用しているゴルフ場管理システム及び自動精算機等の機器類は、現指定管理者にて再リース中の物件である。

(3) 空調設備

設置場所	機 器 名	設置台数
クラブハウス	空冷ヒートポンプビル用マルチエアコン（屋外機）	10台
	空冷ヒートポンプビル用マルチエアコン（室内機）	46台
	送風機	17台
	排風機	32台
	天井扇	7台
管理棟	空冷ヒートポンプエアコン	3台
	送風機	4台
	排風機	3台
	天井扇	9台
休憩室（1）	空冷ヒートポンプエアコン	1台
	排風機	4台
休憩室（2）	空冷ヒートポンプエアコン	1台
	排風機	3台

作業項目（1）

機器名	点 検 項 目	冷房運転前	冷房運転中	暖房運転前	暖房運転中
		1回/年	1回/年	1回/年	1回/年
空調設備	外観の状況（腐食、破損等）点検	○	○	○	○
	各部絶縁抵抗測定	○	○	○	○
	各端子増締め	○	○	○	○
	冷媒漏れ点検	○	○	○	○
	ファンローター点検	○	○	○	○
	電動機回転状態確認	○	○	○	○
	フィルター・パネル清掃	○	○	○	○
	保護回路装置点検	○	○	○	○
	試運転調整	○	○	○	○
	室外機フィン表面清掃	○			○
	加湿器点検清掃				○

作業項目（２）

機器名	点検項目	中間ダクトファン 2回/年	シロツコファン 2回/年	有圧換気扇 2回/年	レンジフードファン 2回/年	天井扇 2回/年	パイプファン 2回/年	その他 (適時)
換気装置	外観の状況（腐食、破損等）点検	○	○	○	○	○	○	
	各部絶縁抵抗測定	○	○	○	○	○	○	
	羽根車回転状態点検	○	○	○	○	○	○	
	電動機回転状態点検	○	○	○	○	○	○	
	試運転調整	○	○	○	○	○	○	
	ファンベルト、プーリーの点検調整、（ファンベルト交換含む。）		○					
	フィルター清掃				○			
	給気用フィルター掃除							○
	室内吹出、吸込口の清掃							○
	加湿用給水バルブの開閉							○
グリスフィルター清掃							○	

（４）エレベーター・小荷物専用昇降機保守

点検 1 回/月、エレベーターについてはリモート監視有

エレベーター		1 機
形式	HPF-11-CO-45	
制御方式	油圧式インバーター制御	
用途	乗用（車いす兼用）	
積載量	750kg、定員 11名	
速度	45m/min	
小荷物専用昇降機		1 機
形式	DF-300-B-20	
制御方式	交流1段速度制御	
用途	小荷物運搬用	
積載量	300kg	
速度	20m/min	

点検項目

作 業 項 目		エレベーター	小荷物専用昇降機
機械室	機械室環境状況	○	○
	受電盤・制御盤・信号盤	○	○
	※制御盤内の温度	○	
	電動機・巻上機		○
	ブレーキ		○
	油圧作動油	○	
	油圧機器（配管・電動機・ポンプ他）	○	
	※異常沈下	○	
かご	かご運転状態	○	○
	※走行速度（m/min）	m/min	
	外部への連絡装置	○	
	※インターホンバッテリー電圧	○	
	かご内装・照明・停電灯・ファン	○	
	※照明灯点灯時間（h/日）	h/日	
	かご操作盤・表示ランプ	○	
	※操作ボタンの差動状態	○	
	かごドア・敷居	○	○
	ドア開閉装置・安全装置	○	
	※ドア開閉装置・安全装置	○	
	かご上環境状況	○	
	ガイドシュー（ローラ）・給油器	給油	
	積載質量・乗用禁止の表示		○
乗場・ 出し入れ口	かご着床状態	○	○
	※停止時の段差	○	
	ドア開閉状態	○	○
	※ドア開閉時間	○	
	乗場ドア・敷居	○	○
	ドアインターロックスイッチ		○
	※異常動作の検出	○	
	乗場ボタン・表示ランプ	○	○
ドア開放防止ブザー・インターホン		○	
昇降路 ビット	昇降路・ビット内環境状況	○	○
	各プーリ	○	○
	主・調速機ロープ	○	○
	ガイドレール	○	○
	リミットスイッチ・緩衝器	○	
	※不要動作の検出	○	
	プランジャー・シリンダー	○	

付加仕様	停電時自動着床装置	○	
意匠清掃	かごドア・敷居清掃	清掃	
	かご操作盤。側板・床・幅木清掃	清掃	
	乗場ドア・敷居・三方枠清掃	清掃	

記号※は、リモート監視項目

(5) 散水装置

1 装置概要	
(1)	散水ポンプユニット 1式
	給水量 1300ℓ/min
	全揚程 75m
	ポンプ出力 15kw×2 並列交互運転
	制御盤 1面
	呼水槽 50ℓ
	圧力タンク 内容積 259ℓ 封入圧力 0.48Mpa
	電極棒 散水槽内 制御用 2組
(2)	取水ポンプ
	ポンプ出力 11kw×2
	制御盤 1面
	電極棒 ピット内 制御用 1組
(3)	井戸ポンプ
	給水量 50ℓ/min
	全揚程 139m
	ポンプ出力 2.2kw
	制御盤 1面
	電極棒 散水槽内 制御用 1組
(4)	散水槽 300kℓ
(5)	自動散水システム 1式
	中央制御装置(親局) 1式
	無線子局(バッテリー、ソーラー含む) 54個
	パイロット電磁弁 128個
(6)	スプリンクラー
	750S (G, T用) 194個
	900S (FW用), 252個
	700S (ナーセリー) 4個
(7)	水圧弁 (50A) 128個
(8)	電動弁制御盤 1面
(9)	排水浄化施設 1式
	制御盤 1面
	木炭浄化槽 1式
(10)	修景池 (A-1) 浄化制御盤 1面
(11)	修景池 (A-2) 浄化制御盤 1面
(12)	修景池 (B) 浄化制御盤 1面

保守点検

2 保守点検内容		
(1)	散水ポンプ、取水ポンプ、井戸ポンプ定期点検	7回/年
	運転総合試験、電氣的試験	
	駆動部磨耗、振動異常の確認	
	散水ポンプはグラウンドパッキン、カップリングゴム取替	1回/年
(2)	散水ポンプ、取水ポンプ、井戸ポンプ制御用電極棒	
	電極棒清掃、作動試験	2回/年
(3)	散水システム管理	1回/年
	中央制御装置（親局）作動確認1式	
	無線子局作動点検	54個
	バッテリーの機能点検	54個
	ソーラーの機能点検	54個
	パイロット電磁弁作動点検	128個
(4)	スプリンクラー水圧弁	1回/年
	スプリンクラー洗管調整	450個
	水圧弁洗管調整	128個
(5)	電動弁制御盤	7回/年
	電動弁開閉動作試験	
	電氣的試験	
(6)	排水浄化施設定期点検	7回/年
	ブロー運転総合試験、電氣的試験	
	駆動部磨耗、振動異常の交換及び確認	
	駆動部部品取替 ブローダイヤフラム 6個 フィルターエレメント 6個	1回/年
(7)	排水浄化施設汚泥引抜他	1回/年
	木炭浄化槽清掃、木炭補充（必要に応じて木炭は支給とする）	
	沈殿汚泥引抜清掃 1式 産廃処理 4 m ³	
(8)	修景池浄化制御盤	3回/年
	電氣的試験	
(9)	水質試験（修景池、浄化槽）	2回/年
	ア 生活環境項目、栄養塩類・・・計10項目（2ヶ所） （PH値、COD、BOD、SS、ノルマルヘキサン、フェノール類、 塩化物イオン、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素）	
	イ 浄化槽放流水検査・・・・・・・・・・12項目（2ヶ所） （色素、臭気、透明度、PH値、COD、BOD、SS、塩化物イオン、 大腸菌群類、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素）	

(6) 自動ドア保守

点検回数 年間3回

設置場所	個数
1階正面、後面、風除室（両開戸）	4
1階エレベーターホール入口、風除室（片開戸）	2
1階男・女浴室（片開戸）	2
2階レストラン出入り口、風除室（片開戸）	2

(7) 消火設備保守

種類	設備名	個数
自動火災報知設備	受信機（P型1級30窓）	1台
	差動式スポット型感知器（2種）	66個
	定温式スポット型感知器（特種）	2個
	定温式スポット型感知器（防水1種）	35個
	光電式スポット型感知器（非蓄積型2種）	15個
	差動式分布型（空気管式2種）	25個
	発信機（P型1級）	4個
	電鈴（150mm）	4個
	表示灯	4個
	予備電源（ニッカドDC24V、3.5AH）	1式
	消火栓起動装置	1式
誘導灯	避難口誘導灯（大型）	3個
	避難口誘導灯（中型）	11個
	室内通路誘導灯（中型）	5個
屋内消火栓	屋内消火栓箱	3台
	水源、電動機の制御・起動装置、 加圧送水装置、配管	1式
消火器	粉末消火器（A、B、C10）	30個
非常警報（放送） 設備	増幅部 DC24V、240W	1式
	スピーカー（ホーン型）	4個
	スピーカー（コーン型）	49個
防排煙設備	煙感知器	6個
	防火扉	1ヶ所
	防煙垂壁	10ヶ所

年2回点検

(8) 浄化槽保守

設置場所	形式	人槽	容量	点検回数	汚泥引抜	備考
クラブハウス	合併処理 接触ばっ気(流 量調整)	406人	101m ³ /日	26回/年	約40m ³ /年	水質検査 1回/年
管理棟	合併処理 分離接触ばっ気	15人	3m ³ /日	3回/年	約5m ³ /年	BOD検査 1回/年
休憩所(1)	同上	15人	3m ³ /日	3回/年	約5m ³ /年	同上
休憩所(2)	同上	15人	3m ³ /日	3回/年	約5m ³ /年	同上
休憩所(3)	同上	15人	3m ³ /日	3回/年	約5m ³ /年	同上

クラブハウス水質検査 月1回採水

検査項目：COD(科学的酸素要求量)、T-N(総窒素)、
T-P(総リン)

年1回採水

検査項目：全項目検査

法定点検

毎年1回、浄化槽法第11条に基づき法定点検実施

(9) 修景池水質浄化装置保守

年間2回実施

対象機器	修景池A、B内設置の木炭水質浄化装置(3基)及び同装置制御盤(3箇所)
点検内容	木炭水質浄化装置及び同装置制御盤の稼働状況及び水質分析
逆洗	木炭水質浄化装置の逆洗作業

(10) 設備機器保守

設備機器名	形 式	保守点検内容・回数	設置年月日
ろ過装置	男子・女子循環ろ過装置 (WF-1・WF-2) 熱交換装置 (HEX-1・HEX-2) 塩素滅菌装置・ろ過助剤注入装置 (CP-1・CP-2) 自動補給水装置 (MXV-1・MXV-2) 自動水位筒 (L-1・L-2) バイブラブローアー (BB-1・BB-2)	ろ過タンク・熱交換装置・滅菌器・薬注器・弁類・絶縁状況・計測器・制御盤などのろ過設備全般 3回/年間	平成12年3月31日
ポンプ	一次側給湯循環ポンプ (PH-1×2台) 二次側給湯循環ポンプ (PH-2×2台) 昇温循環ポンプ (PH-3×2台)	ポンプ・モーターの性能点検・軸封部の点検・軸受部の振動 温度 回転音 直結状態・運転状態の点検 4回/年間	平成12年3月31日
給湯暖房温水機	給湯暖房温水機 (B-1・B-2)	本体真空度確認・熱触媒水水位 水頭圧確認・水面覗き窓確認・火炉内点検及び覗き窓清掃・抽気装置作動確認・安全装置作動確認・制御装置作動確認・バーナー関係清掃作動確認・燃焼ガスCO ₂ 測定 4回/年間	平成12年3月31日
貯湯槽	貯湯槽 (ST-1)	貯湯槽清掃・マンホールパッキン取替 1回/年	平成12年3月31日
膨張水槽	膨張水槽 (EXT-1・EXT-2)	封入圧力測定調整・タンク本体損傷、漏れ有無・システム接続口・各フランジ等の締付ボルトの損傷及びゆるみ、水漏れの有無・付帯する管及び弁の損傷の有無 1回/年	平成12年3月31日

(11) 自家用電気工作物保安全管理

定期点検Aは隔月1回、定期点検Bは年1回行う。

電気工作物		点検、測定及び試験項目	定期点検 A	定期点検B		臨時点検	
				I	II		
受 電 設 備	引込線 電線及び支持物	外観点検	○	○	○	必要の 都度	
		絶縁抵抗測定			○※1		
		放電雑音チェック			○		
	遮断器 開閉器	外観点検	○	○	○	必要の 都度	
		絶縁抵抗測定			○※1		
		継電器の動作試験		○※1	○※1		
		継電器との結合動作試験			○※1		
		トリップ回路の導通試験		○※1			
		絶縁油酸価度試験			○※2		
		絶縁油破壊電圧試験			○※2		
		内部点検			○※2		
		放電雑音チェック		○			
	温度チェック		○				
	母線、計器用変成器 遮断器、避雷器 電力用コンデンサー その他機器	外観点検	○	○	○	必要の 都度	
		絶縁抵抗測定			○※1		
		放電雑音チェック		○			
		温度チェック		○			
	二 次 変 電 設 備	変圧器	外観点検	○	○	○	必要の 都度
			絶縁抵抗測定			○※1	
			絶縁油透明度チェック			○※3	
絶縁油酸価度試験					○※3		
絶縁油破壊電圧試験					○※3		
内部点検					○※3		
放電雑音チェック				○			
温度チェック				○			
配電盤及び制御回路	外観点検	○	○	○	必要の 都度		
	絶縁抵抗測定			○※1			
	継電器の動作試験			○※1			
	継電器との結合動作試験			○※1			
	放電雑音チェック		○				
	温度チェック		○				
接地装置	外観点検	○	○	○	必要の 都度		
	接地抵抗測定		○※4	○※4			
蓄電池	外観点検	○	○	○	必要の 都度		
	比重測定	1回/年	○	○			
	液温度測定	1回/年	○	○			
	電圧測定	1回/年	○	○			

電気工作物		点検、測定及び試験項目	定期点検 A	定期点検B		臨時点検
				I	II	
電気 使用 場所 の 設備	電動機、電熱器	外観点検	○	○	○	必要の 都度
	電機溶接機	絶縁抵抗測定			○※ 1、6	
	その他の電機機器類	接地抵抗測定		○※4	○※4	
	照明装置	温度チェック		○		
	配線及び配線器具	漏洩電流測定	○※5	○※5		
	接地装置	絶縁監視	○※7	○※7	○※7	
	配電線路の電線等					
	及び支持物					

注（１）「外観点検」とは、目視により点検を行う。

（２）定期点検B（I）は無停電点検、定期点検B（II）は停電点検

定期点検B（I）を実施する場合、3年に1回は定期点検B（II）を行う。

（３）※1を付した測定及び試験は停電範囲等により行わない場合がある。

（４）※2を付した点検及び試験は製造後10年経過時に、10年を超えたものは5年経過毎にそれぞれ行う。

※2を付した絶縁油破壊電圧試験は、概観点検（油量、変色、汚損、異臭等）により異常が認められた時に実施する。

採油による試験が困難な場合には、外観点検や負荷状況、温度状態による点検とする。

（５）※3を付した点検及び試験は製造後10年経過時に、20年を超えたものは3年経過毎にそれぞれ行う。

※3を付した絶縁油破壊電圧試験は、概観点検（油量、変色、汚損、異臭等）により異常が認められた時に実施する。

採油による試験が困難な場合には、外観点検や負荷状況、温度状態による点検とする。

（６）※4を付した測定は過去の実績によってその一部又は全部を行わないことがある。

（７）※5を付した測定は毎月点検の場合は、隔月1回高圧受変電設備の変圧器のB種接地線で行う。

ただし、絶縁監視装置を設置した場合は行わない。

（８）※6を付した測定は絶縁監視装置の監視記録により代えることがある。

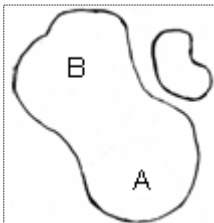
（９）※7を付した絶縁監視は絶縁監視装置による常時の監視。

この絶縁監視装置の点検は、外観点検及び総合動作試験を定期点検A、B実施時、誤差試験を年1回行う。

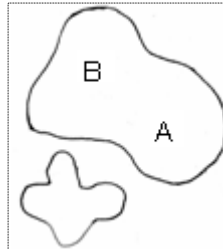
(12) 土壤分析 (年1回採取)

採取場所 分析項目		NO. 1		NO. 5		NO. 7		NO. 10		NO. 12		NO. 18	
		A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B
1	H2O												
2	KCL												
3	NH4												
4	N03												
5	可給態リン酸												
6	ホウ酸												
7	カリウム												
8	カルシウム												
9	マグネシウム												
10	マンガン												
11	銅												
12	可給態鉄												
13	可給態ケイ酸												
14	塩基交換容量												
15	腐植												
16	電気伝導率												

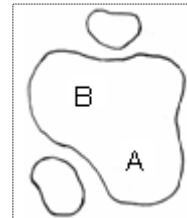
No. 1



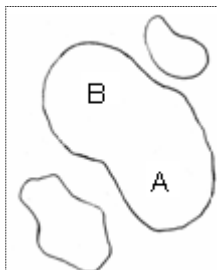
No. 5



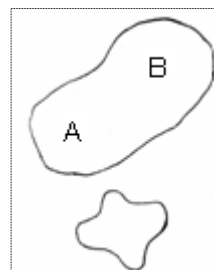
No. 7



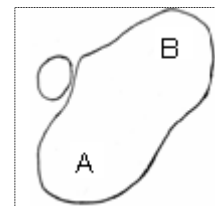
No. 10



No. 12



No. 18



(13) 水質検査 (年2回以上採取: B池オーバーフロー柵付近)

分析成分	対応薬剤 (市販名)
アゾキシストロビン	ヘリテージ顆粒水和剤
クロロネブ	ターサンS P水和剤
イソキサチオン	カルホス乳剤
エトフェンプロックス	サニーフィールド乳剤
シラフルオフェン	シラトップEW
イソプロチオラン・フルラニル	グラステン水和剤
MEP	スミチオン乳剤
クロチアニジン	フルスウィング顆粒水和剤
チフルザミド	イカルガ35SC
オキサジクロメホン	フルハウスフロアブル
エトキシスルフロソ	グラッチェ顆粒水和剤
ナプロパミド	クサレスDF
ヨードスルフロソメチルナトリウム塩	ディステニーWDG
ハロスルフロソメチル	インプール顆粒水和剤
リムスルフロソ	ハーレイDF
プロピザミド	カーブSC
チアメトキサム	ビートルコップ顆粒水和剤
MCP Pカリウム塩	MCP P液剤
ホラムスルフロソ	トリビュートOD
トリフロソキシスルフロソナトリウム塩	モニュメント顆粒水和剤
ペンディメタリン	グリーンケアG顆粒水和剤
トリクロピル	ザイトロン液剤
アシュラム	アージラン液剤
フルボキサム	コンクルード顆粒水和剤
アシュラム	アシュラスター液剤
MDBAカリウム塩	
一般排水分析	PH
	T-P (全リン)
	T-N (全窒素)
	ナトリウム

(14) コース管理

良好で快適なプレーが可能な状態を保つとともに、利用者の満足度が向上するよう、適切な保守管理を行うこと。特に芝については、病虫害防除、施肥、刈り込み、除草等を行うとともに、必要に応じて目土、エアレーション等を行うこと。

ア	グリーン管理	面積 13,452 m ²	芝種	L-93 ベント1 グリーン
イ	ティーグラウンド管理	面積 10,710 m ²	芝種	姫高麗芝
ウ	アプローチ管理	面積 13,724 m ²	芝種	高麗芝
エ	フェアウェイ管理	面積 92,594 m ²	芝種	高麗芝
オ	ラフ管理	面積 293,121 m ²	芝種	野芝
カ	ヘビーラフ管理	面積 84,183 m ²	芝種	ライグラス、ブルーグラス、 トールフェスク(3種混合)
キ	バンカー管理	面積 7,263 m ²		
ク	ウェイストバンカー管理	面積 18,888 m ²		
ケ	樹木管理	高中木 14,881 本	低木	7,546 本
コ	ナーセリー管理	面積 1,600 m ² (ベント芝 800 m ² 、コウライ芝 800 m ²)		
サ	打球場管理	面積 2,800 m ²		
シ	その他の管理 (ゴルフ場周辺の管理 (別添「維持管理計画表」参照))			

(15) 貸与品 (主要機械)

別紙「貸与品 (主要機械) 一覧」のとおり

品名	規格品質1	規格品質2	規格品質3	購入年月日	数量
散布機	目土散布機	初田FW2000		H12.3.31	1
散布機	乗用目土散布機	初田SDU501		H26.7.31	1
散布機	スチールマット	シバウラSM3	牽引チェーン及び取付金具付	H27.2.10	1
散布機	スチールマット	シバウラSM3	牽引チェーン及び取付金具付	H27.2.10	1
散布機	肥料散布機	スター ブロードキャスター MBC450SM		H28.2.15	1
散布機	自走目土散布機	共栄社BARONESS MS400		R3.4.28	1
散布機	26インチグリーンモア	パロネスLM-65GDF		H12.3.31	1
芝刈機	自走ロータリーモア	パロネスGM-65AR		H12.3.31	1
芝刈機	ギャングモア	パロネスLM-33MR		H12.3.31	1
芝刈機	3連ユニットパワーブラシ1セットめり込2セット すりこみ1セット清掃1セット			H13.3.31	1
芝刈機	ギャングモア	パロネスLM-33MR		H12.6.30	1
芝刈機	サッチングユニット	ランサムUC-MG		H13.3.31	1
芝刈機	乗用バーチカルモア	アサヒMA82		H13.2.28	1
芝刈機	自走ロータリーモア	パロネスGM-65AR		H12.6.30	3
芝刈機	乗用3連グリーンモア	ランサムG-PLEX		H13.2.28	1
芝刈機	乗用3連ティーモア	パロネスLM-185A		H12.6.30	1
芝刈機	乗用3連ティーモア	パロネスLM-185A		H13.2.28	1
芝刈機	乗用バーチカル3連オプション			H13.2.28	1
芝刈機	26インチグリーンモア	パロネスLM66GF-9		H17.5.20	5
芝刈機	乗用5連トラクターモア	パロネスLM526A		H18.5.17	1
芝刈機	自走ロータリーモア	パロネスGM530B		H18.6.7	1
芝刈機	乗用5連トラクターモア	パロネスLM526A		H19.5.17	1
芝刈機	乗用グリーンスエア	パロネスGA1100A		H23.3.29	1
芝刈機	乗用グリーンスエア	パロネスGA1100A		H23.3.29	1
芝刈機	グラスキャッチャー	パロネスGM1500A型用		H23.3.30	1
芝刈機	乗用3連ロータリーモア	パロネスGM1700		H25.9.30	1
芝刈機	グリーンモア	パロネスLM66GB		H26.7.31	10
芝刈機	乗用3連ロータリーモア	パロネスGM1700		H26.7.31	1
芝刈機	乗用5連ロータリーモア	パロネスGM2810A		R2.5.12	1
芝刈機	乗用3連アプローチモア	パロネスLM281		H26.7.31	1
芝刈機	乗用3連アプローチモア	パロネスLM281		H26.7.31	1
芝刈機	芝刈機(ソッドカッター)	パロネス SC38		H28.2.15	2
充電器	バッテリーチャージャー 電源	HR-MAX55		H13.2.1	1
スイーパー	乗用コア取りスイーパー	初田HS-803		H12.6.30	1
スイーパー	乗用スイーパー	初田HS-7000		H13.2.28	1
スイーパー	乗用コアスイーパー	HS-803 II		H16.5.20	1
ブラシ	振動式ブラシ			H12.3.31	1
ブラシ	乗用ロールブラシ			H13.2.28	1
ローダー	ホイールローダー	クボタRA501		H12.3.31	1
ローラー	グリーンローラー	FR900		H16.5.20	1
ローラー	グリーンローラー	FR900		H16.5.20	1
鎮圧ローラー	GA1100-4220Z0	パロネス・GA1100用オプション		H30.8.23	1
鎮圧ローラー	GA1100-4220Z0	パロネス・GA1100用オプション		H30.10.20	1

品名	規格品質1	規格品質2	規格品質3	購入年月日	数量
バンカー均し	パロネスSP175 排土板付			H12.6.30	1
バンカー均し	パロネスSP175TS 排土板付			H18.5.17	1
バンカー均し	パロネスSP175TS 排土板付			H19.5.17	1
研磨機	アサヒAUT-GRD			H12.6.30	1
百葉箱	木製 750×750×1800	ストロング923		H12.8.31	1
ショベル	ミニショベル	ヤンマーB08-RG中古		H15.3.14	1
芝生維持管理機械	レノベーター	HR-1型	長2520×巾2320×高950(m/m)	H21.4.1	1
乗用3連グリーンモア	パロネス LM315GCF	グルーミング付		R1.6.25	2
芝生維持管理機械	パロネス TDA1200			R1.6.6	1
スイーパー	BARONESS PS1700	フードサポート付		R1.6.6	1
芝生維持管理機械	BARONESSエアレーター		TDA1200	R3.5.20	1
キャディバッグ搬送用カート	キャディバッグ搬送用カート	三冶製作所製 YS-01型		R2.9.29	1
カート	電磁誘導式乗用	サンヨーSGC-BT5A		H18.6.30	5
カート	電磁誘導式5人乗り	ヤマハターフライナーG30-A		H22.3.19	5
カート	電磁誘導式5人乗り	ヤマハターフライナーG30-A		H23.3.25	10
カート	電磁誘導式5人乗り	ヤマハターフライナーG30-A		H24.3.28	3
カート	電磁誘導式乗用	ヤマハG30A		H25.9.28	38
カート	電磁誘導式乗用	ヤマハG30As FI		R3.12.10	1
自動車	特殊自動車	タンク車 ハツタLS1000	1000ℓ	H12.6.30	2
自動車	小型貨物自動車	いすゞエルフ 名400ち8430	4570cc (ダンプ、軽油) 型式番号KK-NKR71ED	H12.8.31	1
自動車	特殊自動車	トラクターシバウラV55FQ3-GSB		H12.4.20	1
自動車	特殊自動車	タンク車 HY-100		H15.6.25	1
自動車	小型貨物自動車(軽自動車)	スズキキャリ-DA63T 名480せ98 (Rナンバー一時使用中止)	650c (ダンプ) 型式番号EBD-DA63T	H22.7.26	1
自動車	特殊自動車	タンク車 ハツタ スプレーヤー TS1000	1000ℓ	H25.9.30	2
自動車	軽貨物自動車	ダイハツハイゼットトラック	型式番号EBD-S500P 車体番号S500P-0032825	H28.2.15	5
自動車	軽貨物自動車	ダイハツハイゼットトラック	型式EBD-S500P 車体S500P-0032143	H28.2.15	2
フォークリフト	フォークリフト	三菱KFG20 2トンクラス		H12.6.30	1
原動機付自転車	原動機付自転車	原付ホンダ	スーパーカブ50 50cc	H12.4.17	2
原動機付自転車	原動機付自転車	原動機付ホンダ	ジョルカブ 50cc	H12.11.17	1
軽貨物自動車	軽ダンプトラック	ダイハツ ハイゼットEBD-S500P 名480は4817		R1.5.31	1
特殊自動車	SHIBAURAターフトラクタGS225	日除け、フロントウエイト付		R1.6.6	1
自動車	SHIBAURAトラクター	日除け、フロントウエイト付	GS225	R3.5.20	1
自動車	軽ダンプトラック	ダイハツ ハイゼット 名480ほ34-16		R3.9.21	1
自動車	軽ダンプトラック	日産 NT100クリッパー	ナンバーなし 車体番号DR16T-641718	R4.3.4	1

※機器の状態などの理由により、必ずしも貸与を保障するものではありません。